※以下の内容はあくまで参考例です。どんなチームをめざすのか、各チームで話し合いをもって決定していくことが重要です。

別紙１

２０２４年度（チーム名）運営方針

1. チームの目的

バスケットボールを通して、育成年代の心身の成長を支え、地域に貢献するチーム

1. チームの目標

チームに所属するすべての子どもがバスケットボールの楽しさやすばらしさを味わうことができる

1. チームスローガン

変化し続けること・諦めないこと・楽しむこと

1. チームの基本姿勢
2. （公財）日本バスケットボール協会（JBA）および（一財）北海道バスケットボール協会（HBA）が定める各種規定等を遵守します。
3. 選手の人格と個性を尊重します。
4. 暴言、罵声、選手を傷心させる言動等を本意、不本意に関わらず慎み、品格をもって指導にあたります。
5. ルールを守る、審判に従う、相手をリスペクトするなどフェアプレイ精神を育てます。
6. 勝利を「目的」とせず、勝利はすべての選手が共有し合う「目標」とし、バスケットボールを楽しいと感じさせる「手段」と考えます。
7. 末永くバスケットボールを愛する気持ちをもたせることを指導の第一目的とし、すべての選手に等しく精力を傾け、大人（指導者）の自己満足と自身の欲求達成のための行動を否定します。
8. 無限の可能性を秘めた大切な選手を授かる意識を常にもち、けがや故障の予防安全と健康管理に万全を期します。
9. コミュニケーションを取りながら、公平で民主的なチーム運営を心掛けます。
10. 基本を忠実に選手の技術向上に全力を傾けます。
11. 感謝の気持ちと礼儀作法を大切にし、元気で健やかな選手の育成に努めます。
12. 指導者は選手のあこがれになるような人格を磨きます。
13. 選手を第一に考えたチーム運営はもちろんのこと、コーチ等のチームスタッフ、保護者等チームに関わるすべて人たちにとって、健全で心地よいという環境作りを目指します。
14. 本チームが対象とする選手について
15. 本チームは、U15カテゴリー○○地区に所属する選手を対象とします。
16. 選手の入会申し込みにあたり、入会の承認を役員会等で検討します。
17. 移籍については、JBAおよびHBAの規定に従います。
18. 移籍する場合は、役員会に申し出ることとします。

※以下の内容はあくまで参考例です。どんなチームをめざすのか、各チームで話し合いをもって決定していくことが重要です。

２０２４年度（チーム名）規約

1. 名称

第1条　この会は、（チーム名）といい、事務局を○○内に置く

1. 目的

第2条　この会は、指導者と保護者が協力して、選手のバスケットボール技術向上と健全育成な成長を図るために活動することを目的とする

1. 活動方針

第3条　この会は、次の方針により活動する。

1. 会員の考えを尊重して、チーム運営や各種活動を行う。
2. 特定の政党や宗教には関係しない。
3. 営利を目的とする行為は行わない。
4. 目的に応じて、他の社会教育機関と協力する。
5. 会員

第4条　この会の会員は、次のように規定する。

1. 資格
2. 本チームに在籍する選手およびその保護者
3. 選手の指導を行うコーチおよび運営に関わる関係者
4. 権利・義務
5. 会員は、平等の権利と義務を有し、会の活動に積極的に参加する。
6. 会費および経理

第5条　この会に参加する場合は、入会費および月会費を収めなければならない。

1. 会費の額は、総会で決定する。
2. その他、会の活動に必要な費用は、臨時に集めることがある。
3. 詳細の金額等については、別に内規を定めて運営する。

第6条　この会の経理は、次のように行う。

1. 運営費は、会費およびその他の収入をもってあてる。
2. 運営費は、総会で承認された予算に基づいて執行する。
3. 決算は、会計監査を経て、総会で承認を得なければならない。
4. 会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。
5. 役員およびその任務

第7条　この会に、次の役員をおく。

1. 責任者　1名
2. コーチ　若干名
3. 事務局長　1名
4. 会計・書記　2名
5. コンプライアンス担当　1名
6. 審判担当　若干名
7. その他、コーチングスタッフ　若干名

　　　　第8条　役員の任務は、次のとおりとする。

1. 責任者は、会務を統括し、会を代表する。
2. コンプライアンス担当は、チーム内の暴力・暴言・パワハラ撲滅や規則順守に関する連絡・調整を行う。
3. コーチは、選手に直接指導を行う。
4. 審判担当は、練習試合や公式戦において、積極的に審判を担当する。
5. 事務局長は、会の運営に関する連絡・調整を行う。
6. 会計・書記は、会費を収納し総会で決議された予算を執行し、決算事務および財産管理を行うとともに、記録や文書等の保管を行う。

　　　　第9条　役員会は、役員をもって構成し、任務は次のとおりとする。

1. 会の運営を行う。
2. 移籍に関する確認を行う。
3. 関係諸機関との連絡調整を行う。
4. その他、緊急を要する案件について審議決定を行う。

　　　　第10条　役員の選任および任期は、次のとおりとする。

1. 役員は、総会において会員の中から選任する。
2. 役員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げないものとする。
3. 役員に欠員が生じた場合は、役員会で補充を検討する。なお、任期は前任者の残任期間とする。
4. 役員は、前項に規定する任期期間が終了しても、後任者が決定するまではその職務を負う。
5. 会計監査

第11条　この会の会計を監査するために、2名の会計監査をおく。

第12条　会計監査は、総会において監査結果を報告する。

第13条　会計監査の任期および選任方法は、役員の場合に準じる。会計監査は役員と兼任を認めない。

1. 総会

第14条　総会は、全会員で構成されるこの会の最高議決機関である。

第15条　総会は、定期総会と臨時総会とする。

1. 定期総会は、年度初めに開催する。
2. 臨時総会は、下記の場合に開催する。
3. 全会員の5分の１以上から要請があった場合
4. 役員会が必要と認めた場合

　　　　第16条　総会では、前年度の活動報告・決算報告、当年度の活動計画・予算および役員・会計監査の承認、規約の改正、そのほかの重要事項を審議し決定する。

　　　　第17条　総会は、会員の3分の1をもって成立とし、委任状は出席者に含める議決は、出席者の過半数とする。

1. 規約の改正

第18条　この規約は、総会の承認を得て改正する。なお、規約改正にあたっては役員会が改　正原案を作成するものとする。

1. 会務先決

第19条　この会の会務上の遂行途上で緊急な事態が発生した時、またはこの規約に記載されていないことが発生した場合は、この会の規定にかかわらず、責任者が先決処理することができる。その場合は、事後の役員会または臨時総会で承認を得なければならない。

1. 補則

第20条　この規約は、令和○年4月1日より施行する。